

第5章 リーディングプロジェクト



第5章 リーディングプロジェクト

1. リーディングプロジェクトの概要

基本方針とそれに基づく施策の内容から「まちは百花園」の実現に向けてモデルとなる、あるいは効果的な事業を、以下に示す 01～05 の「リーディングプロジェクト」として、区民、事業者との協働により優先的に進めていきます。

また、以下のような区民参加の具体的な内容を実施し、各リーディングプロジェクトを進めます。

表 5-1：区民参加の具体的な内容

区民参加の例	内容
1.自然観察会やイベント	区民の生き物に対する関心を高めるために、自然観察会や生き物について学ぶ講座などのイベントを実施します。
2.緑や花の設置	地域で協力して緑や花を植え、育てることで、自宅の玄関先の緑化や界わい緑化を進めます。
3.情報提供	区民が、ウグイスやセミなどの初鳴きや季節を感じる生き物について情報提供し、それを区がHPなどで発信します。
4.わがまち再発見	写真コンテストにより本区の情景を広く集め、歴史あるすみだのまちを再発見します。区では、写真展や活動の報告などを行います。

リーディングプロジェクト

- 01 生き物が生息できる空間づくり
- 02 水と緑のネットワーク推進
- 03 緑化基準による緑の確保
- 04 緑と花のまちづくりの推進
- 05 募金による緑化の推進

2. 各リーディングプロジェクトの内容

01 生き物が生息できる空間づくり

平成 21 年度の「墨田区緑と生物の現況調査」によると、生態ピラミッドの中で低次消費者にあたり、鳥などの餌となるカエルなどの両生類やトカゲなどの爬虫類の生息が少なくなっています。

両生類や爬虫類の減少は、生態系全体の崩壊を招く可能性が高いと考えられることから、これらの生き物が生息できる空間



写真：ヤモリ

を、河川沿い、公園、学校をはじめ、まちなかの様々な場所に、すみかとなる空間や自然地に近いビオトープなどをつくっていきます。

また、生き物の生息・生育場所となるような緑化を進めます。

さらに、区民とともに自然観察会などを開催して生き物も含めた環境の評価を行い、より多様な生き物が生息できる空間づくり、環境づくりを進めます。

①生物生息空間の整備

荒川河川敷では生き物の生息する貴重な空間が広がっています。本区では荒川河川敷において、「荒川将来像計画 2010」と連携し、八広水辺空間など生き物が生息・生育できる空間づくりを進めています。



写真：ベニイトトンボ

《参考資料》

（野鳥の誘引と適切な緑地整備）

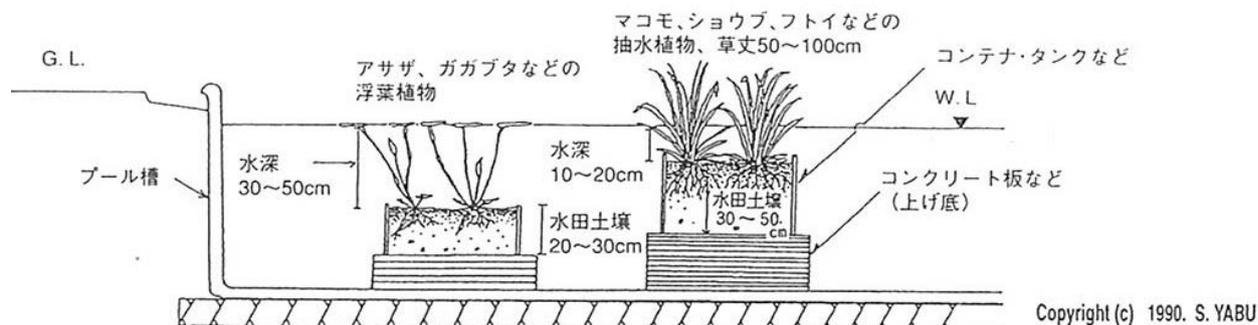
市街地内に点在する樹林を利用するシジュウカラの生息条件に基づくと、緑地整備方法は以下のようになります。

- ①シジュウカラは半径 200m程度の範囲を効率よく利用する能力をもっており、シジュウカラが安定して生息するような緑地を整備するには、半径 200mの円内に約 30%の樹冠面積が必要である。
- ②越冬期の都市(西宮市)では緑被面積が0.2ha以上の公園緑地で周辺500m範囲での緑被率が6%以上であるとき、鳥類相が最も豊かになった(シジュウカラ、メジロ、キジバト、ショウビタキ、シロハラ、ウグイスなど)。(一ノ瀬, 平成 15年)

(出典：都市のエコロジカルネットワーク(平成 18年) 財団法人 都市緑化技術開発機構)

②公園ビオトープの整備

河川を有する公園では水生生物のビオトープ空間の整備を進めるとともに、市街地内部の公園においても、池や石積みなど生き物の生息・生育環境を6地域にそれぞれ最低2箇所つくっていきます。



Copyright (c) 1990. S. YABU

図 5-1：学校プールによるトンボ池の例
(出典：トンボ池をつくろう(平成 4年) 財団法人 東京市町村自治調査会)

02 水と緑のネットワーク推進

荒川河川敷（一部）、旧中川、北十間川、横十間川、豎川（一部）、大横川（一部）の6河川を墨田区の骨格を形成する「水と緑のネットワーク」と位置づけ、水辺とその周辺が一体となった魅力的な空間を創出し、回遊性のある緑地空間を形成します。沿川において都市開発諸制度などの開発が行われる場合、公開空地や水辺への貫通通路など、緑を創出することにより、快適なまち歩きやくつろぎの場、地域のにぎわいなど多様な機能を発揮するような整備を進めます。荒川や旧中川などの親水性の高い河川の水辺公園は、生き物とのふれあいの場をつくっていきます。

また、北斎通りや曳舟川通りにおいて街路樹や植樹帯などにより緑量を増やすとともに、景観などのスポットを区民・事業者とともにつくり、「墨田区公園マスタープラン」、「墨田区景観基本計画」と整合しつつ緑化を図ることにより、緑豊かな都市空間のネットワークの形成を推進し、景観の多様性を高めていきます。

表 5-2：水と緑のネットワークの整備内容

河川・道路	内容
荒川	公園に指定されていない河川敷について、自然地、散策やスポーツの場、生き物とのふれあいの場などとして整備を進め、四季折々の自然を感じられるような空間としていく。
北十間川・横十間川	水辺とその周辺が一体となった魅力的な親水空間として、また、生き物が生息できる水と緑の回廊として、快適な歩行空間や沿川の緑化を進める。
大横川・豎川	耐震護岸上部を水辺の散策路として整備を進め、大横川と豎川のネットワーク化を図る。
旧中川	水辺とその周辺が一体となった魅力的な親水空間として旧中川河川敷を整備し、多様な生き物が生息できる空間としていく。
北斎通り	錦糸町と両国の広域総合拠点をつなぐ地区にふさわしい都市景観の向上を図るよう、人々の活動によりにぎわいや活気ある景観を緑と花により演出する。
曳舟川通り	コミュニティをいかに、周辺居住環境と調和しつつ、親しみのある草花で演出する。



写真：旧中川



図 5-2：水と緑のネットワーク

03 緑化基準による緑の確保

緑地整備の指導など関連制度を一括した条例の制定を検討し、開発行為や建築行為に対して一定割合以上の緑化を義務づけることにより、緑地の創出を誘導します。また、公園など公共施設に緑化基準を設け、モデルとなる緑化を進め、緑豊かなすみだの形成を図ります。

以下の事業を進めていきます。

①緑化基準、指導内容の検討

現在、本区では、「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」、「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱」に基づき緑地の整備を行っていますが、開発や建替え時における緑化を進めるために、緑化を義務化する緑の条例の制定を検討します。

要綱に基づく緑化指導

《地上部の緑地整備》

敷地面積	緑地面積（敷地面積に対する割合）
1,000㎡未満	5%以上
1,000㎡以上 3,000㎡未満	$(2.5 + \text{敷地面積} \div 400)$ %以上
3,000㎡以上	10%以上

《建築物上の緑地整備》

敷地面積が300㎡以上の場合、屋上面積の20%以上を緑化

②公共施設における緑化基準による緑化

現在、公園における平均緑被率は51.1%です。今後、公園内への樹木の植栽や裸地部分の芝生化や区民協働による花壇の設置などにより緑化を進め、公園の緑被率57%を目指します。

04 緑と花のまちづくりの推進

本区の緑のまちづくりに向けて、区民からは、「まちの花壇づくりや公園の整備、公園管理などの実施、まちづくりに係わるアイデア提供などで協力したい」という意向¹⁾が見られます。

現在、緑と花のまちづくり推進地域制度を活用した区民発意による緑のまちづくりが進められていますが、今後も、同制度を活用した緑のまちづくりを進めていきます。

また、区主催の緑を増やす区民活動に対しては、「興味がある内容であれば参加したい」という意向もあります²⁾。基本方針1～3に示した各種緑化施策を進めるにあたり、区が緑のまちづくりのテーマを発信し、テーマに賛同する区民や区民ボランティア、町会・自治会を募集し、緑のまちづくり事業を推進します。

なお、「景観スポット」、「撮影スポット」、「歴史・文化スポット」、「緑文化スポット」などのスポットは、緑や花により各テーマを際立たせ、人が集い、語り、話題となる小空間のことをいいます。

主な事業は以下の通りです。

①緑と花の拠点

駅前の多くの人が集まる地域や区民活動の拠点施設のある地域において、ポケットパークの整備やフラワーボットの整備などを地域住民とともに進めていき、「緑と花の拠点」として、水と緑のネットワークと連携しつつ、地域のシンボルとしてふさわしい、緑と花が豊かな空間を創出、育成します。

表 5-3：緑と花の拠点

曳舟駅周辺	商業・業務などのにぎわい機能を集積させる地域で、緑と花により魅力ある拠点を目指します。
東墨田周辺	運動施設など大規模な施設があり、周辺の緑と花による環境整備を進めます。
押上・業平橋駅周辺	東京スカイツリー [®] を中心とした街区の開発及びその周辺の緑と花による整備を進めます。
吾妻橋周辺	浅草から東京スカイツリーへのゲートとして、地域資源を活用したにぎわいの拠点を形成し、観光誘客を図ります。
緑と花の学習園周辺	「緑と花の学習園」や「環境ふれあい館」などの文化的な施設に、拠点性を高めます。
錦糸町駅周辺	商業・業務、文化などの機能が複合した拠点として個性的なにぎわいづくりを推進します。
両国駅周辺	旧安田庭園などの歴史性の高い公園などを景観資源として風格ある拠点を目指します。

②水辺に親しめる景観スポット

河川整備を契機とし、水と緑が一体となり区民が親しめる豊かな水辺空間として、区民とともに河川ごとに1箇所以上の景観スポットをつくっていきます。特に、「墨田区景観基本計画」において、水と緑の景観軸に位置づけられた荒川、隅田川や旧中川、北十間川や横十間川、豎川、大横川などの内部河川沿いは、「墨田区景観基本計画」と連携して進

めていきます。(例：大横川親水公園)

③四季の緑や花を楽しみ、人が集まる景観スポット

建築物の建替えや道路整備などの機会に緑の量を増やすとともに、アイストップとなる交差点や宅地の一角、人々の交流や都市活動の拠点となっている駅やバス停周辺、ふれあいやにぎわいのある通りは、四季の緑や花を楽しむ空間となるよう、区民や事業者との協働により6地域にそれぞれ最低1箇所以上の景観スポットをつくります。(例：曳舟川通り交差点、明治通り交差点、水戸街道交差点、三ツ目通り交差点)



写真：新横川橋台地の景観スポット

④景観軸（曳舟川通りや大横川親水公園）の景観スポット

「墨田区景観基本計画」と連携し、都市景観拠点に位置づけた駅周辺、景観軸に位置づけた大横川親水公園・曳舟川通りにおいては、地域の特色を考慮しながら緑や花を区民や事業者との協働により修景し、それぞれ1箇所以上の景観スポットをつくっていきます。(例：曳舟川通り)

⑤東京スカイツリー[®]を眺める撮影スポット

東京スカイツリーを眺める良好な空間をビュースポットとして6地域にそれぞれ最低1箇所以上つくっていきます。(例：吾妻橋、隅田公園、曳舟川通り、北十間川沿川、三ツ目通り)

⑥歴史・文化的まち並みをいかした歴史・文化スポット

区外からも多くの人が集まる観光スポットとして、北斎通りをはじめとする地区計画などとともに、歴史・文化的まち並みをいかしたまち並み形成に資するテーマにふさわしい歴史文化スポットとなる緑づくりを6地域にそれぞれ最低1箇所以上つくっていきます。(例：隅田公園、両国公園、旧安田庭園、北斎通り)



写真：北斎通り

⑦地域・地区ごとのテーマに沿った緑文化スポット

地域の人々それぞれが誇れるまちとしていくため、地域・街区ごとにテーマに沿った緑文化スポットとして6地域にそれぞれ最低1箇所以上、再現・創出していきます。(例：堤通公園、東墨田公園、立花大正民家園、錦糸公園、緑町公園)

注1) 区民アンケートにより、実働による協力はのべ29名、アイデア提供はのべ8名回答(複数回答可、それぞれ全体の64%、17%)

注2) 区民アンケートにより、のべ28名回答(複数回答可、全体の63%)

05 募金による緑化の推進

緑はまちの貴重な資源や財産としてその重要性が再認識され、区民が健康で潤いのある生活を送るために欠かせない存在です。区内の緑化を推進する仕組みの一つとして、区民や事業者と協働して豊かな緑をつくり、守り、育むことを目的とした「緑の募金」を創設します。集まった募金は、すみだの緑づくりの財源として、まちに花や樹木を増やすことや、関連した区民活動に限定して活用します。

また、募金による緑化の一つとして、「マイ・ツリー（私の木）」の寄贈事業もあわせて実施します。寄贈樹木には寄贈者の名前とメッセージの入ったプレートを設置し、寄贈者とともに木の成長が楽しめるようにしていきます。

募金などの事業の運営にあたっては、区民、事業者、区などによる「みどり募金運営協議会(仮称)」の設置を検討します。



写真：緑のイベント時の募金風景 1



写真：緑のイベント時の募金風景 2